

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会告示第3号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

ねんりんピック彩の国さいたま2026会場設営等委託業務について、次のとおり当該業務委託に関する公募型プロポーザルにおける提案書の提出を招請します。

令和8年5月15日

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会
会長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

ねんりんピック彩の国さいたま2026会場設営等委託業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は175,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「催物の企画・運営等関連業務」で掲載されていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成4年法第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。
- (7) 地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める実行委員会等と、令和3年度以降に一契約で、全国健康福祉祭（ねんりんピック）又は同規模のスポーツ等の大会における大会運営又は会場設営に係る契約を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要綱等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p130539.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年5月22日（金）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和8年5月22日（金）

(3) 提出方法

持参又は電子メールにより受け付ける。詳細は実施要綱による。

メールアドレス nenrin@city.saitama.lg.jp

5 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月21日（木）

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要綱による。

メールアドレス nenrin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会

（さいたま市役所福祉局長寿応援部ねんりんピック推進室内）

住 所：さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所2階）

電 話：048（829）1452

FAX：048（829）1981

E-mail：nenrin@city.saitama.lg.jp

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年5月25日（月）までにさいたま市ホームページに掲載予定。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p130539.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙

イ 業務経歴書

ウ 業務実施体制調書

エ 企画提案書

オ 業務工程表

カ 見積書（税込）

詳細はプロポーザル実施要綱による。

(2) 提出期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月1日（月）まで

（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会

（さいたま市役所福祉局長寿応援部ねんりんピック推進室内）

住 所：さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所2階）

(4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要綱による。

(5) 企画提案書等の受理

ア 6(6)に示す要件に該当する場合は、企画提案書等を受理しない。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しない。

ウ 6(1)で指定する書類以外は、一切受理しない。

(6) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。（提案書は無効となる。）

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 見積金額が1(5)に示す予算の上限額を超えている場合

オ プレゼンテーションに参加しなかった場合

カ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

7 審査・選定

業者の決定にあたっては、「ねんりんピック彩の国さいたま2026会場設営等委託業務事業者選定委員会」において審査を行う。なお、審査方法等詳細については、実施要綱を参照すること。

8 その他

(1) 提出された書類は、情報公開請求により全部又は一部を公開することがある。

(2) 天災地変その他の理由により、委託者並びに受託者協議のうえ、事業の一部又は全部を中断する場合がある。

- (3) 本件の企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (4) 提案書提出の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 詳細は、実施要綱による。

9 問合せ先

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会

(さいたま市役所福祉局長寿応援部ねんりんピック推進室内)

担 当：細野

住 所：さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所2階）

電 話：048（829）1452

FAX：048（829）1981

E-mail：nenrin@city.saitama.lg.jp